

Title	社会科学と社会政策(II) : Meese Commissionについて
Sub Title	Final report of the attorney general's commission on pornography
Author	三井, 宏隆(Mitsui, Hirotaka)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1990
Jtitle	哲學 No.91 (1990. 12) ,p.567- 590
JaLC DOI	
Abstract	<p>本稿ではAttorney General's Commission on Pornography (Meese Commission)の答申を取りあげることにより,社会科学(行動科学,社会心理学など)がポルノグラフィーの法的規制という問題に対して,如何なる処方箋を提示し,それがどのような形で社会政策に活かされたのかということについて,社会科学と社会政策といった観点から検討を加えることにする.Attorney General's Commission on Pornographyとは1985年5月20日,Reagan大統領の支持のもとに,司法長官Edwin Meese IIIが設置した諮問委員会のことである.この委員会は一年間の審議を経て,「暴力による性関係の強要といった内容のポルノグラフィー(sexually violent materials)を見たり,読んだりすることと,女性に対する攻撃行動の増進との間には明らかに因果関係が見出される」との結論に到達し,それに基づいて「ポルノに対して,より厳しい法的手段を講ずるよう」と答申したのである.この答申は内容的には1970年9月30日に提出されたPresidential Commission on Obscenity and Pornography (Lockhart Report)の結論を否定するものであったが,政治的にはmoral majority conservativesとanti-pornography feministsが新に手を結んだ妥協の産物とも解釈されたのである(Williams, L. 1990).一方,Meese Commissionの理論的な裏付けてとして引用されたのがNeil, M. MalamuthやEdward Donnersteinらの研究であった.彼らは主としてsexually violent materialsが与える影響について精力的な研究を重ねてきたが,その知見の解釈をめぐって,Meese Commissionとの間に対立が生じることになったのである.所謂,「実験結果や調査結果を現実の社会問題に適用しようとする場合,その限界をどこに求めるべきか」という妥当性の問題を巡っての対立である.この古くて,新しい問題に対して一般論を云々してもあまり益する所はないと思われるところから,本稿ではMeese Commissionの活動を通して,社会科学と社会政策の接点はどこに求めるべきかを論ずることにする.</p> <p>This paper discusses the contribution of findings from the social sciences to policy considerations about pornography. It uses the final report of the Attorney General's Commission on Pornography (Meese Commission) as a case study. After reviewing pertinent studies on pornography available since the 1970 report of the Presidential Commission on Obscenity and Pornography (Lockhart Report), the Meese Commission came to a conclusion which refuted their predecessor's report. Their final verdict was that there was a causal relationship between exposure to sexually violent materials and an increase in aggressive behavior directed towards women. Instead of being settled however, the findings of the Meese Report have refueled the public debate that surrounds pornography. In order to bring this debate to an end, it is necessary to reconsider its basic terms and concepts and to utilize a new framework for analysis.</p>
Notes	文学部創設百周年記念論文集I Treatise
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000091-0567

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会科学と社会政策 (II)

—Meese Commission について—

三 井 宏 隆*

Final Report of the Attorney General's Commission on Pornography

Hirotaka Mitsui

This paper discusses the contribution of findings from the social sciences to policy considerations about pornography. It uses the final report of the Attorney General's Commission on Pornography (Meese Commission) as a case study.

After reviewing pertinent studies on pornography available since the 1970 report of the Presidential Commission on Obscenity and Pornography (Lockhart Report), the Meese Commission came to a conclusion which refuted their predecessor's report. Their final verdict was that there was a causal relationship between exposure to sexually violent materials and an increase in aggressive behavior directed towards women.

Instead of being settled however, the findings of the Meese Report have refueled the public debate that surrounds pornography. In order to bring this debate to an end, it is necessary to reconsider its basic terms and concepts and to utilize a new framework for analysis.

* 慶應義塾大学文学部助教授 (人間科学)

社会科学と社会政策（II）

本稿では Attorney General's Commission on Pornography (Meese Commission) の答申を取りあげることにより、社会科学（行動科学、社会心理学など）がポルノグラフィーの法的規制という問題に対して、如何なる処方箋を提示し、それがどのような形で社会政策に活かされたのかということについて、社会科学と社会政策といった観点から検討を加えることにする。

Attorney General's Commission on Pornography とは 1985 年 5 月 20 日、Reagan 大統領の指示のもとに、司法長官 Edwin Meese III が設置した諮問委員会のことである。

この委員会は一年間の審議を経て、「暴力による性関係の強要といった内容のポルノグラフィー (sexually violent materials) を見たり、読んだりすることと、女性に対する攻撃行動の増進との間には明らかに因果関係が見出される」との結論に到達し、それに基づいて「ポルノに対して、より厳しい法的手段を講ずるよう」と答申したのである。

この答申は内容的には 1970 年 9 月 30 日に提出された Presidential Commission on Obscenity & Pornography (Lockhart Report) の結論を否定するものであったが、政治的には moral majority conservatives と anti-pornography feminists が新たに手を結んだ妥協の産物とも解釈されたのである (Williams, L. 1990)。

一方、Meese Commission の理論的な裏付けとして引用されたのが Neil, M. Malamuth や Edward Donnerstein らの研究であった。彼らは主として sexually violent materials が与える影響について精力的な研究を重ねてきたが、その知見の解釈をめぐって、Meese Commission との間に対立が生じることになったのである。所謂、「実験結果や調査結果を現実の社会問題に適用しようとする場合、その限界をどこに求めるべきか」という妥当性の問題を巡っての対立である。

この古くて、新しい問題に対して一般論を云々してもあまり益する所は

ないと思われることから、本稿では Meese Commission の活動を通して、社会科学と社会政策の接点はどこに求めるべきかを論ずることにする。

Lockhart Report 以後の展開

Lockhart Report はそれまで聖域とされてきた human sexuality の問題を社会科学の研究テーマとして正式に取りあげることになったけれども、他方ではこの種の問題がそうした社会科学のアプローチになじむものかどうかといった批判も聞かれたのである（三井、1990）。

こうした批判はその後に設置されたイギリス、カナダ、オーストラリア、ノルウェーの同種の委員会においても見出される所であるが、そのニュアンスは 1970 年以降、急速に積みあげられてきた社会科学の知見を前にして微妙に変化してきたように思われる。

この点について Einsiedel, E. F. (1988) はイギリスの Williams Committee, カナダの Fraser Committee, アメリカの Attorney General's Commission を俎上に載せ、それぞれの委員会が答申案の作成に際して、社会科学の知見をどのように取り扱っているかを比較検討した。

(イ) Williams Committee

この委員会は 1977 年に設置されることになったが、その設置を強く要求してきたのが Mary Whitehouse をリーダーとする National Viewers and Listeners Association (NVALA) らのポルノ反対派の市民団体であった。

当時のイギリスにおいて、この種の問題に適用されてきた法律は、1959 年に制定された Obscene Publications Act であり、その取締り対象は、"if taken as a whole, such as to deprave and corrupt those who are likely, having regard to all relevant circumstances, to read, see, or hear the matter contained or embodied in it" と定義されるものであ

った。一方、裁判所の判断の目安は「それが社会通念に照らして、著しく不快感 (offensiveness) を与えるかどうか」ということであり、ポルノ反対派はこれを「手緩い」と批判してきたのである。

Williams Committee の答申は 1979 年に提出されることになったが、そこでは最初に「ポルノグラフィーとは何か」についての定義が下されたのである。すなわち、"A pornographic representation is one that combines two features; it has a certain function or intention, to arouse its audience sexually, and also a certain context, explicit representations of sexual material (organs, postures, activity, etc). A work has to have both this function and this content to be a piece of pornography." と定義されたのである (Einsiedel, 1988, p. 109)。

さらに答申では、erotica, pornography, obscenity の区別にも言及しており、それらを分かつ基準とされたのが offensiveness” であった。

つまり、erotica は性的な興奮を喚起することよりも、性をテーマとする表現に力点を置くものであり、pornography は offensive であるというマイナス面をもつものの、物によってはそれを上回るプラス面があること、obscenity は offensiveness の最も極端な形態であり、社会的に糾弾されてしまうべきものと定義されたのである。

ところで、Committee がポルノグラフィーの影響の有無を検討するうえで取りあげた知見は、①臨床的な知見（主として性犯罪者から得られたデータ）、②相関研究に基づく知見（性犯罪とポルノグラフィーとの接触年齢、頻度などに関する統計データ）、③実験研究に基づく知見、であった。

それによると、臨床的な知見に関しては、「ポルノを見たり、読んだりすることが性犯罪に結びつく」との主張には全く根拠がない、と結論された。

相関研究に基づく知見に関しては、Kutchinsky のデンマークでのデータが取りあげられたけれども、はっきりした結論を下すには不十分である

と判断された（彼の知見によれば、デンマークではポルノに関する法的規制が廃止された後、性犯罪が減少したことである）。

実験研究に関しては、①ポルノグラフィーの影響及び②マスメディアにおける暴力番組の影響、についての2本のレビュー論文が委員会審議のたたき台とされた。その結果は、「いずれの場合にも影響の有無について、明確な判断を下すことはできない」と結論されたのである。また多くの委員は、実験室実験の結果を額面通りに受け入れ、それを日常生活場面の現象に適用することに対しては、批判的であった。

以上のことから Committee は、「ポルノグラフィーの影響は大したことではない。それは社会的に有害云々ということではなく、社会的に厄介な問題とみなすべきものである（“the effect of pornography was nuisance rather than harm”）」との結論を下したのである。

但し、ポルノグラフィーの法的規制の問題に関しては、「子供たちや未成年者、さらにはそうしたものに关心や興味のない者がそれとの関わりをもたずに済むように、ポルノグラフィーの入手可能性を制限すべきである」と答申したのである。

しかしながら、政府の決定は逆にポルノグラフィーの法的規制を強めるものであり、具体的には地方自治体に風俗営業の立地規制、ポルノ映画上演の許認可の権限を与える Local Government Act (1982 年)、ビデオ映画の販売・取引、レンタルを規制する Video Recordings Act (1984 年) が新たに立法化されることになったのである。

（口） Fraser Committee

カナダにおいてこの種の委員会が設置された背景には、①児童虐待や幼児に対する性的いたずらといった問題への社会的な関心の高まり、②「ポルノグラフィーは女性を中傷し、誹謗するものであり、性・人種・宗教等にかかわりなく法の下の平等というカナダ憲法の理念に反している」と主

張するフェミニストからの圧力, ③現行の法律が十分に機能していないことへの苛立ち, 不満, があったのである (Einsiedel, 1988).

Committee はイギリスの Williams Committee とは異なり, 「ポルノグラフィーとは何か」を定義することが困難であることを認め, その代わりにポルノグラフィーを内容的に child pornography, sexually violent pornography, nonviolent pornography に 3 分類し, それについて, その影響の有無を検討することにしたのである.

Committee はポルノグラフィーの影響の有無に関連した研究結果の検討を McKay & Dolff に依頼したが, 彼らの結論は「それらは何ら断定的なことを述べておらず, しかも相互に矛盾した結果を報告しているなど, まったくの混乱状態にある」といった手厳しい内容であり, 社会科学者にとっては反論の余地がないものであった.

Committee はこうした報告を踏まえたうえで, 「現段階ではポルノグラフィーが或る種の暴力犯罪, 性犯罪や児童虐待の原因であるとか, またはコミュニティーや社会の崩壊の原因であると断定することはできない」と結論したのである.

そして答申のなかでは, 「child pornography と sexually violent pornography は刑罰の対象とし, nonviolent pornography については公共の場所での掲示, 展示の禁止」を求めるにしたのである.

しかしながら, それを受けた政府の回答は答申を手緩いものと批判し, 逆により厳しい内容の法的規制に取りかかるというものであった.

Meese Commission の活動

1984 年 5 月 21 日, Reagan 大統領はポルノグラフィーが社会に及ぼす悪影響を認め, その対策を検討するための委員会の設置を発表した. これをうけて司法長官 Edwin Meese III が 11 名の委員を任命したのは, 1985 年 5 月 20 日のことであった.

その内訳をみると、11名中7名が最初から「ポルノグラフィーに反対」の立場を表明しているなど、政府の意向が強く反映された人選となっていたのである (Vance, C. S. 1986)。

委員長に任命されたのはバージニア州 Arlington 郡の州検事 Henry Hudson であった。彼は担当地域のポルノ雑誌の販売店 (adult book-store) をすべて閉鎖してしまったことで有名な人物であり、委員長としての任期中に連邦検事に昇格することになったのである。

一方、委員会を取りしきる executive director には、ポルノグラフィーの摘発に辣腕を振るったケンタッキー州西部地域担当の連邦検察官 Alan Sears が任命されることになった。

委員会の任期は1年、予算は50万ドルであり、委員会の活動を支えるスタッフとして9名が採用されることになった。

委員会に付託された審議事項は、「アメリカ国内におけるポルノグラフィーの現状及び流通・取引の実態、それが社会に及ぼす影響等を調査したうえで、憲法に規定された表現の自由などに抵触しない範囲内で、ポルノグラフィーの拡大を封じ込める効果的な手段を司法長官に答申すること」であった。

委員会は審議にあたって、自らの主導で新たな研究を始める時間も予算もなかったことから、全米の6都市で公聴会を開催し、予め設定されたテーマについて関係者から意見を聴取することにしたのである。

すなわち、ワシントンでは「ポルノグラフィーを取りまく全体状況」について、シカゴでは「法的規制の問題」について、ヒューストンでは「社会科学の知見」について、ロサンゼルスでは「ポルノグラフィーの制作、取引、販売の実態」について、マイアミでは「child pornography」について、ニューヨークでは「組織犯罪との関わり」について、といった具合であった。公聴会では延べ225人の証言があり、その内訳は多い順に17%が政府関係者（連邦及び地方議会の議員、司法関係者、税関、郵政関係者な

ど), 15% が警察関係者, 11% が市民活動家, 弁護士, 学者, 8% が性犯罪などの被害者, 7% が医者となっていた. また証言内容をみると, 75% がポルノグラフィーに批判的な立場, 16% がポルノグラフィーを容認する立場, 9% が中立, といった色分けであった (Paetz, D. L. 1988).

こうしたことから, 「公聴会はポルノ反対派のデモンストレーションの場であり, 前以て委員会のスタッフによって仕組まれたものであった」と批判されることにもなったのである.

ところで, 委員会が「ポルノグラフィーとは何か」を明確にする作業にとりかかったとき, ポルノグラフィーとして分類されるものの大半が, 「法律的には合法である」ことが判明し, 逆に, ポルノグラフィーに法律の網を被せるためには, それが何故 “わいせつであるか (obscene)” を自ら証明せざるをえない立場に追い込まれてしまったのである.

「何がわいせつであるか」ということについては, 1973 年の最高裁判所の判決 (Miller v California) が次のような基準を示していたのである. すなわち, ① whether “the average person, applying contemporary community standards” would find that the work, taken as a whole, appeals to the prurient interest……, ② whether the work depicts or describes, in a patently offensive way, sexual conduct specifically defined by the applicable state law, ③ whether the work, taken as a whole, lacks serious literary, artistic, political or scientific value ……であった.

しかしながら, この基準を実際に適用する段になると, ①多くのポルノグラフィーはそうした基準では取り締まることができないこと, ②社会がポルノに対して寛容になってきたために, 「社会通念によれば著しく……」といった理由づけが難しくなったこと, などのために, ポルノの摘発は逆に減少してしまったのである.

そこで委員会はフェミニストの主張を取り入れる形で, 「社会的に有害

(harmful) であれば、たとえ法律的には合法であっても、規制の対象となりうる」と主張し、カナダの Fraser Committee の分類を参考にして、ポルノグラフィーを次の4つに分類し、それぞれについて“有害であるかどうか”を検討することにしたのである*。

(1) Sexually violent materials (Violent pornography)……“sexual activity, actual or simulated, with violence, regardless of what else is present”.

(2) Sexual activity without violence but with degradation, submission, domination or humiliation (Nonviolent, degrading pornography)……ここには Playboy, Penthouse などの雑誌が含まれていた。

(3) Sexual activity without violence, degradation, submission, domination or humiliation (Nonviolent, nondegrading pornography)……本来ならばここに分類されるもの多くが何故か(2)に移されてしまい、このカテゴリーに残されたものは僅かであった。

(4) Nudity without force, coercion, sexual activity or degradation (Nudity)……所謂、ヌード写真など。

委員会はこのうちの(1)と(2)については、「ネガティブな影響が見出された」と判断し、1986年7月3日に提出された答申においては、92条からなる勧告を行なったのである。但し、それらは内容的に重複していたり、同じ内容の勧告が連邦政府、州政府、地方自治体に向けたものとして別々に数えられているなど、かなりの混乱がみられたのである。またテーマ別にみると、50%以上が child pornography に関するものとなっており、その意味では本来の委員会の趣旨とは異なる結論であった。

また法的規制に関しては、現行法のより厳しい運用を求めており、たと

* この点については Robin Morgan の反ポルノ運動のスローガンが問題の本質を捉えているように思われる。“Pornography is the theory, and rape is the practice” (Williams, L. 1990).

えば、わいせつ法違反者を重罪扱いにするとか、ポルノ映画の制作者を売春法違反で告発するとか、ポルノ雑誌（Playboy, Penthouse などを含む）を販売しているコンビニエンス・ストアの商品の差し押さえを可能にする、といったことが提案されていたのである。

但し、この答申は全員一致の意見ではなく、答申内容に反対の委員は自らの反対意見を報告書のなかで並記する所となった。

Meese Commission の答申をめぐる不協和

Meese Commission の答申に対してはさまざまな批判があるけれども（たとえば、Vance, C. S. 1986; Hertzberg, H. 1986; Wilcox, B. L. 1987; Stewart, S. 1988），ここでは社会科学の知見の取り扱いをめぐって生じた研究者と委員会の不協和を取りあげることにする。

Meese Commission は 1970 年の Lockhart Report 以降、ポルノグラフィーに対する国民の意見や態度に変化が生じたかどうかを明らかにする目的で、そのときの調査結果と 1985 年 3 月に Newsweek が Gallup に委託した調査結果との時系列的な比較を行なった。後者の調査は確率標本に基づいて抽出された 1,020 人に対して、電話調査を実施したものであったが、その比較結果について、委員会は次のように述べている。

① ポルノグラフィーに関しては、1970 年の調査と比べて、より許容的な方向への社会変化がみられること。但し、ポルノの内容によって、許容度にバラツキがみられること。

② ポルノグラフィーを最も多く手にする年齢は 12~17 歳であり、これは 1970 年の調査と変わっていないこと。

③ ポルノグラフィーの影響については、プラス面とマイナス面が指摘されているが、1970 年調査との違いはマイナス面を指摘する割合が増加したこと、である。

しかしながら、Smith, T.W. (1987) はこの Meese Commission の結論に対して、次のような問題点を指摘したのである。

- ① 異なる標本集団の結果が比較されていたり、質問文が異なるにもかかわらず、同一テーマを扱ったものとして議論が進められていること、
- ② 調査結果の比較の段階において、統計的検定が行われていないこと、
- ③ 比較という目的ならば、Newsweek の調査よりも優れた調査があったにもかかわらず、それらについては全く言及されていないこと。すなわち、比較データの選定が適切でないことである。

実験データについての評価

Meese Commission の答申では、実験結果が “Effects on the “average individual”—the experimental evidence—” とのタイトルのもとに要約されており、ポルノグラフィーの影響が、性的な喚起 (arousal), 知覚, 感情, 態度, 行動の 5 つの側面から分析されたのである。

その結果、violent pornography については、「その影響は重大である」と判定され、nonviolent, degrading pornography については、「その影響は重大であると思われるが、決定的な証拠はない。つまり、黒に近い灰色」と判定されることになったのである。

重大な影響とは、① rape myth の受容及び女性に対する暴力行為の是認に導くこと。特にそうした傾向は、被害者である女性が男性の暴力行為を喜んで受け入れているかのように描写されているときに顕著であること、② rapist 及び或るタイプの男性を性的に興奮させること、③ 実験室場面では女性に対する攻撃行動を増進させること、を意味するものであった。

しかしながらこうした Meese Commission の結論に対しては、報告書のなかで自分たちの研究が引用された研究者から「誤解を招くもの」との異議申し立てがなされることになったのである。特に問題とされたのが次の箇所である。

“We would urge that prosecution of obscene materials that portray sexual violence be treated as a matter of special urgency. With respect to sexually violent materials that evidence is strongest, societal consensus is greatest, and the consequent harms of rape and other forms of sexual violence are hardly ones that this or any other society can take lightly.....” (Linz, *et al.*, 1987, p. 947)

① まずここで問題とされたことは、「1970年以降、この種のポルノグラフィーが急増しており、ポルノは暴力的な色彩を強めつつある」との状況認識である。この点についてLinzらは関連研究をチェックしたうえで、「そのような傾向は見出されない」と批判した。

③ 委員会は多少控え目にではあるが、「nonviolent, degrading pornography についても, violent pornography と同様にネガティブな影響が見出される」との結論を下したが, Linz らは この点について「実験データは断定的なものではなく, むしろ相互に矛盾する結果を報告しているのが実状である」と批判した. 言わば, 「白に近い灰色」との判断である.

* この点について Donnerstein & Linz (1986) は “Violent rather than sexual images are most responsible for people's attitudes about women and rape”. と述べている. (p. 59).

以上のことから Linz, Donnerstein & Penrod (1987) は violent pornography の法的規制の強化を主張する委員会の答申に対して、「女性に対する暴力行為の是認及びそれに付随するさまざまな性的イメージの伝達、流布はポルノグラフィーだけに限られたことではない。多くのテレビ番組や成人向け雑誌が法律の枠内ということで目溢しにあっている現状では、ポルノだけを取りあげて糾弾することは却って、問題の本質を見失うことになりかねない」と批判したのである。そのうえで法的規制の強化ではなく、むしろそうしたものを批判的に評価できるようにするための教育プログラムの導入が必要である、と主張したのである。

Surgeon General's Workshop on Pornography and Public Health

Meese Commission の審議の行方に強い関心を示していたのが、公衆衛生局長官 (Surgeon General) の C. Everett Koop であった。

Koop は 1981 年に就任して以来、ポルノグラフィーがアメリカ人の公衆衛生にとって重大な脅威になっているにもかかわらず、これまでまともに論議されることがなかったことを憂慮しており、Meese Commission が設置されると直ちに積極的な協力を申し出たのである。

Koop の音頭取りによるワークショップは 1986 年 6 月 22~24 日バージニア州の Arlington のホテルで開催されることになり、全部で 19 人の専門家が参加することになった。心理学者で出席したのは、Albert Bandura, Donn Byrne, Jessica Henderson Daniel, Edward Donnerstein, Kathryn Kelley, Neil M. Malamuth, Mini Halper Silbert, Dolf Zillmann であった。このワークショップの開催の経緯、会議の進め方、その結論等は Koop, C. E. (1987) の論文に詳しく記されているが、Meese Commission との間に直接的な協力関係はなく、委員長の Henry Hudson が個人的な資格

で参加しただけであった。

3日間にわたる討議の結果、参加者は以下の5項目について合意に達することになった。

- ① ポルノグラフィーの制作に参加させられた子供や未成年者は、一時的なものにとどまらない深刻な後遺症を被ること。
- ② 長期間にわたってポルノを愛読する者は (prolonged use of pornography), 現実にはあまり見られない性行動が一般的なものであるかのような錯覚に陥りやすいこと。
- ③ 被害者が暴力によって強要された性関係を喜んで受け入れているかのように描写されているポルノグラフィーとの接触は、そうした行為を助長することになりやすいこと。
- ④ 暴力による性係関の強要を是認する態度は、現実場面における性的な攻撃行動 (sexual aggression) と結びつきやすいこと。
- ⑤ 実験室実験の結果からは、violent pornographyとの接触は女性に対する懲罰行動を増大させること、である*。

このワークショップの報告書は8月1日に委員長の Hudson と司法長官の Meese に手渡されたけれども、Meese Commission の答申は既に7月10日に提出されており、ワークショップの審議内容が答申の方向を左右するといったことはなかったように思われる。

ところで、こうした Koop の意気込みにもかかわらず、ワークショップの舞台裏の動きは複雑であった。Zillmann & Bryant (1988) によれば、

* 以上の5項目の要約は Koop 自身によるものであるが、彼はまた、ワークショップの成果を次のように述べている。“I think it is fair to say that, based on these consensus statements, pornography does stimulate attitudes and behavior that lead to gravely negative consequences for individuals and society. These outcomes impair the mental, emotional, and physical health of children and adults and may thus contribute significantly to the morbidity burden in our society”: (p. 945)

「ワークショップ参加者には一般的な声明と何らかの勧告をするように求められていたが、そのために残された時間は僅か 3 時間足らずであった。多くの貴重な時間は勧告を出すべきかどうかといった議論に費されてしまったのである。また実際の討議に入ってみると、他の分野の研究者には社会心理学者の研究が理解できなかったり、そのときになって始めて論文に目を通すといったことなどで、改めて最初から研究内容の説明をしなければならなかつたのである。ようやく結論をまとめる段階になると、今度は専門領域の違いから生じるアプローチの仕方やパラダイムの相違の調整に手間取ることになった。しかも参加者全員の合意が建前とされていたことから、結局は当たり障りのない結論に落着かざるをえなかつたのである」(p. 188-189)。

なお Koop 自身の要約を読むと、ワークショップの参加者は明快な結論に達したかのような印象を与えるが、それは「こうした結論は限定された条件でのみ成り立つ」との但し書きが意識的に省かれているためである、との指摘もある。(この点については Wilcox, B. C. 1987, p. 942 を参照)。

Zillmann & Bryant (1982) の知見をめぐる論争

ここではポルノグラフィーの影響の有無を研究テーマにした社会心理学実験を取りあげ、その是非を論ずることにする。

Zillmann & Bryant の実験は、ポルノグラフィーとの持続的な接触が男女関係の在り方及び女性に対する態度にどのような変化をもたらすのかを明らかにすることであった。

被験者は東部の大学に通学する学部生であり、男女各 80 名が 4 つの条件にランダムに割りあてられた。そのうちの 3 条件は実験群とされ、6 週間にわたる実験セッションに参加することになった。すなわち、① massive exposure 条件…被験者は各セッションにつき 8 分間のポルノ映画を

6本ずつみて、その美的評価を行なった。この条件の被験者は合計すると、6週間で36本のポルノ映画をみたことになる（ポルノ映画の視聴時間は合計4時間48分である），② intermediate exposure 条件…被験者は各セッションにつき3本のポルノ映画と3本のnon-erotic 映画をみて、それぞれについて美的評価を行なった。彼らは6週間で合計18本のポルノ映画をみたことになる（ポルノ映画の視聴時間は合計2時間24分），③ no exposure 条件…被験者は各セッションについて6本のnon-erotic 映画をみて（各8分）、それぞれについての美的評価を行なった。ところで、刺激材料となるポルノ映画は男女の性行為を描写したものであるが、そこには暴力による強要とか、サドマゾの要素は含まれていなかった。一方、non-erotic 映画は教育的因素を含んだ娯楽映画であった。④ control 条件…被験者は実験セッションには参加せず、従属変数の測定にだけ参加することになった。

実験は6週間にわたる実験セッションの後もなお3週間続き、その間に従属変数の測定が行われた。従属変数は、①多様なタイプの性行動が人びとの間で実践されている度合の推定、②ヒッチハイカーのレイプ事件を扱った新聞記事を読んで、加害者にはどの程度の懲役刑が適当であるかの判断（これは女性に対する sexual callousness の指標とみなされた）、③フェミニズム運動に対する態度測定、であった。各群の被験者はこの後で新たなポルノ映画をみるとことになり、④それに対する自らの反応（たとえば，“it offends me”, “it is pornographic”など）及び⑤ポルノ規制案に対する自らの態度をチェックした。最後に、⑥男性の被験者だけが、女性に対する sexual callousness 尺度に回答を求められた。

主たる実験結果は次の通りである。

比較的短時間のうちに大量のポルノ映画に接触したことによる影響としては (massive exposure)，①現実には稀な性行動や性風俗が一般的なことであるかのような印象を抱くようになったこと（これは男女共に同じ結果

であった), ②ポルノグラフィーはそれほど目くじらをたてて大騒ぎするようなものではない, といった方向に態度変化をもたらしたこと. これもまた, 男女共に同じ傾向を示していたが, 性差に関しては女性の方がポルノをより“不愉快である”と評定していたこと(表1参照), ③レイプ事件の重大性の判断に関しては, それをより軽罪とみなす傾向がみられたこと. これもまた, 男女共に同じ結果であったが, 性差に関しては女性の方が事件をより重大視し, 厳しい罰を課していたこと(表2参照), ④こうした被害女性に対する厳しい見方が, 女性一般に拡大されたこと. すなわち, massive exposure 条件群において, ウーマンリブ運動に対する支持が最低となつたこと, ⑤男性が被験者の場合には, 女性に対する sexual callousness を強化すること. すなわち, massive exposure 条件群では平均値が

表 1. ポルノ映画の評定とポルノ規制に対する態度 (0~100)

	No exposure	Intermediate	Massive	Control
Is offensive	75.2 ^c	42.9 ^b	26.3 ^a	68.8 ^c
Is pornographic	70.1 ^c	47.3 ^b	28.9 ^a	68.2 ^c
Object to restrictions for minors	83.5 ^c	53.6 ^b	36.8 ^a	76.4 ^c
Object to restrictions for broadcasting	80.8 ^c	61.2 ^b	43.6 ^a	80.5 ^c

(注) 上付き文字が同じでない条件の間では, Newman-Keuls test の結果, 5% 以下で有意.

表 2. レイプ事件の加害者に課された刑罰 (月数)

	No exposure	Intermediate	Massive	Control
Male	94.6	78.0	49.8	93.7
Female	143.6	101.4	77.0	119.7
Combined	119.1 ^b	89.7 ^{a,b}	63.4 ^a	106.7 ^b

(注) 上付き文字が同じでない条件の間では, Newman-Keuls test の結果, 5% 以下で有意.

23.8 であったのに対して, intermediate exposure 群では 15.6, control 群では 10.5 であった.

この Zillmann & Bryant の実験結果をめぐってはさまざまな批判があるが, そこでは研究者自身のイデオロギー, 値値観, 女性観などもまた槍玉にあげられることになったのである.

たとえば Christensen, F. (1986) の批判は次の通りである; ① Zillmann & Bryant は「ポルノは悪である」と頭から決め込んでおり, そうした先入見が結果の解釈にバイアスをもたらしていること. たとえば, ポルノ映画のなかでは男女の行為が同じ様に描かれていても, 「女性だけが一方的に好色である」と非難されるような, 男性優位の社会関係が温存されており, 彼らの実験もそれを忠実に踏襲したものとみなされること, ② 集中的に大量のポルノ映画をみたからといって, それまでの態度が一変してしまうとは考えられないこと. つまり, Zillmann らの結果については別の解釈が成り立つことである. たとえば, 「一般の人たちはこの種の性の問題に対して或る意味での不安感を抱いており, それが大量のポルノ映画をみせられたことで一時的に低減した」とも考えられる. もしこの解釈が正しいとするならば, 彼らの主張するような「女性に対する sexual callousness の増大」といった仮説の導入は無意味であること, ③ massive exposure 条件群において, レイプ事件の加害者に対する刑罰が有意に軽かったことをもって直ちに「女性に対する sexual callousness の増大」と解釈することはできないこと. このことは同時に, ウーマンリブ運動を支持しないことが直ちに「女性一般に対する否定的態度の現われ」とする解釈にもあてはまること, ④彼らが男性の被験者に実施した sexual callousness 尺度は信頼性, 妥当性が高くないことから, その結果を額面通りに受け入れる訳にはいかないこと, などである.

Zillmann & Bryant (1987) は Christensen の批判に対して, この種のテーマを取りあげるにあたっては, 研究者自身のイデオロギーや価値観が

関係してくるのは当然のことであり、それに対しで「道徳的に偏っている」とか、「客観性に乏しい」と批判されるのは或る意味では致し方のないことかもしれないが、そうした批判が「経験科学とは何か」を理解していない人びとからなされること自体、何をか言わんやである。また我々がこうした研究をしたことによって、「ポルノ規制論者」呼ばわりされるのは全く以て心外である、と反論した。

この論争はさらに Christensen (1987) の再反論、Zillmann & Bryant (1987) の再再反論へと展開していくことになるが、そうしたなかで論文の引用の是非をめぐって両者が対立した結果、思いがけずに論争に引っ張り出されることになったのが Linz & Donnerstein (1988) である。

彼らは自分たちの研究結果が Zillmann らの nonviolent pornography の有害説を支持するデータとして引用されたことに対して、「確かにあの実験結果は我々が 1984 年カナダの Toronto で開催された Media Violence & Pornography のシンポジウムの席上で発表したものであるが、その後の追試では支持されなかったことから、我々は否定されたものと解釈しており、Zillmann らが自説を支持するデータとして引用することは適切でない」と批判したのである。

これに対して、Zillmann & Bryant (1988) はそうした経緯があるにしても、「追試した所、結果はネガティブであったから、あれは間違いでいた。取り消します」というのでは学問の進歩はありえないのではないか、むしろ何故支持されなかったかを究明することが必要なのではないか、と反論したのである。

この論争の行方はともかくとして、ここで再確認しておかなければならないことは、「所謂ポルノ (nonviolent pornography) が本当に無害であるのか」ということである。研究結果をみるかぎり、violent pornography の有害性は強調されていても、nonviolent pornography については言及されることがなく、むしろ健全な部類に属するポルノであるかのようにみ

なされていたのである。Zillmann らがこの点を疑問としたのは研究者とすれば当然のことであり、その結果に対して他の研究者から異論や反対意見が唱えられるのもまた、当然のことである。

しかしながら、そうした批判が研究者のイデオロギーや価値観に向けられたり、人身攻撃に及ぶのは明らかにルール違反である。

研究活動は一定のルール（問題の捉え方、アプローチの仕方、分析の仕方などを含む）に基づいて行われているのであり、批判もまたその枠内にとどまらなければならないのである*。

ポルノグラフィー狂騒曲

ポルノグラフィーの法的規制の是非をめぐる論争では、基本的人権の擁護、国家権力の介入、国民道徳の墮落、家族の絆といった大時代がかった言葉が飛びかっていた。

こうした論争の激しさとは裏腹に、「果してこの種の問題が国論を二分するほどの重大問題であろうか」といった疑問をもつ人びともまた多かつたのである。

たとえばカナダでは、ポルノ映画の上演が法的に規制されていたり、その類のビデオカセットの入手も法的に禁止されているなど、ポルノグラフィーの弊害はアメリカほど深刻ではなかったにもかかわらず、Fraser Committee が設置され、その対策が論じられたのである。結局の所、具

* この点について、Zillmann & Bryant (1982) は自らの研究目的を次のように述べている。“Increasingly, investigators of the effects of pornography on aggression have turned away from “standard fare” and have concentrated on violent erotica, sadomasochistic themes, bestiality, and portrayals of rape. And in accordance with the value premise that any effect of pornography on sexual behavior in all non-violent variations can only be wholesome, investigators have exhibited little interest in this relationship. As a result, it is virtually unknown how early access to standard or not-so-standard erotic fare might affect sexual development and sexual socialization. (p. 11)

体的な必要性というよりは、観念的、抽象的な問題設定のもとに審議された委員会の答申は、政府によって事実上無視されてしまい、委員会はとんでも茶番劇を演じてしまったのである。

Wilson, J. Q. (1981) は 1970 年の大統領諮問委員会の答申 (Lockhart Report) を批判した際に、「この種の問題は哲学乃至政治的な観点から論すべき筋合いのものである」と主張したけれども、こうしたアプローチは果して問題の解決をもたらすのであろうか。

Fraser Report ではポルノグラフィーの定義に関する章が “Philosophical considerations” と題されていたけれども、委員会はあれこれと議論したあげく、結局はポルノグラフィーの定義が不可能であることを認めざるを得なかつたのである。

一方、イギリスの同種の委員会はメンバーの哲学者の名前をとって Williams Report とよばれたけれども、その答申もまた Wilson が批判した Lockhart Report と同様に、全く無視されてしまったのである。

こうしてみると、問題は社会科学の知見云々ということではなく、論争そのものが政治的な争いであったということである。

すなわち、これまで 「ポルノグラフィーとは何か」についての明確な定義がない所で、さらに言えば、明確な定義が不可能な所でその是非が論じられてきたのである (Malamuth & Billings, 1984)。しかも相互にかみあうことのない議論が延々と続けられてきたこと自体、そこには何か特別な意味合いがあるのではないかと邪推せざるをえないのである。

Jarvie, I. C. (1987) はこうしたポルノグラフィーをめぐる狂騒を分析するための視角として、次のことをあげている; ① placatory magic ritual, ② an expression of fear of human sexuality in general and of the sexuality of children in particular, ③ a case of supply and demand, ④ supplying jobs for social scientists, ⑤ a way of dramatizing and resisting social change, である。

すなわち、①あまりにも急激な社会変化が生じたために、人びとの間には将来に対するそこはかない不安感がただよっており、そうした不安感を鎮静化するためのスケープゴートとして、ポルノグラフィーが選び出されたこと、②性の問題は病気の問題と並んで社会的コントロールの主たる対象とされてきたが、「性革命」ともよばれる社会風俗の急激な変化は、そうした旧来の封じ込め政策を無意味なものにしてしまったこと、③このことはこれまで社会の指導者と目されてきた人びとの社会基盤を揺さぶる結果となり、危機感を抱いた彼等が失地回復のために飛びついたのがポルノグラフィーの問題であったこと、④しかしながら、彼等はポルノグラフィーの直接の需要者（消費者）ではなかったことから、その議論は難解で抽象的なものにならざるをえないが、そのことが逆に彼等に専門知識を披露する場を提供していること、⑤ポルノグラフィーを巡る論争は、それに付随してくる問題を明るみに出すこととなり、その結果として、「この社会では何が許され、何が許されないか」という社会の構成原理を改めて再確認させる機会になっていること、である。

こうした Jarvie の解釈の是非はともかくとして、ポルノグラフィーの法的規制をめぐる論争では単に「何がポルノか、わいせつか」といったことが論じられていたのではなく、実際には「誰がそれを決めるのか」「誰がそうした線引きをする権力をもつのか」ということが争われていたのである。

自分が見たい物を見て、読みたい物を読むといった欲求を敢えて制限しようとする以上、本音はともかく、建前としてはそれなりの理屈づけが求められるのである。

今回の議論の特色は、国民道徳の破綻、家族制度の崩壊といった決まり文句に加えて、「social harm」といったフェミニストの主張が新たに取り入れられたことと、社会科学の知見がその裏付けとして持出されたことで

ある。

このことが社会科学と社会政策の結びつきを強めることになるのか、それとも後者が前者を利用するだけに終るのか、いずれにしても今後の社会科学の在り方を考えるうえで興味深いテーマである。

引 用 文 献

- Christensen, F. 1986 Sexual callousness re-examined. *Journal of Communication*, 36 (1), 174-184.
- Christensen, F. 1987 Effects of pornography: The debate continues. A critique. *Journal of Communication*, 37 (1), 186-187.
- Donnerstein, E., & Linz, D. G. 1986 The questions of pornography. *Psychology Today*, December, 56-59.
- Einsiedel, E. F. 1988 The British, Canadian, and U.S. pornography commissions and their use of social science research. *Journal of Communication*, 38 (2), 108-121.
- Hertzberg, H. 1986 Big boobs: Ed Meese and his pornography commission. *The New Republic*, July 14 & 21, 21-24.
- Jarvie, I. C. 1987 The sociology of the pornography debate. *Philosophy of the Social Sciences*, 17, 257-275.
- Koop, C. E. 1987 Report of the Surgeon General's workshop on pornography and public health. *American Psychologist*, 42, 944-945.
- Linz, D., & Donnerstein, E. 1988 The methods and merits of pornography research. *Journal of Communication*, 38 (2), 180-184.
- Linz, D., Donnerstein, E., & Penrod, S. 1987 The findings and recommendations of the Attorney General's Commission on Pornography: Do the psychological "facts" fit the political fury? *American Psychologist*, 42, 946-953.
- Malamuth, N. M., & Billig, V. 1984 Why pornography? Models of functions and effects. *Journal of Communication*, 34 (3), 117-129.
- 三井宏隆 1990 社会科学と社会政策——ある大統領諮問委員会の顛末——. 哲学, 90, 165-197.
- Paletz, D. L. 1988 Pornography, politics, and the press: The U.S. Attorney General's Commission on Pornography. *Journal of Communication*, 38

社会科学と社会政策（II）

- (2), 122-136.
- Smith, T. W. 1988 The polls—A review: The use of public opinion data by the Attorney General's Commission on Pornography. *Public Opinion Quarterly*, 51, 249-267.
- Stewart, S. 1988 The Marquis de Meese. *Critical Inquiry*, 15, 162-192.
- Vance, C. S. 1986 The Meese Commission on the road. *The Nation*, August 2/9, 1, 76-82.
- Wilcox, B. L. 1987 Pornography, social science, and politics: When research and ideology collide. *American Psychologist*, 42, 941-943.
- Williams, L. 1990 Hard core: Power, pleasure, and the "frenzy of the visible". *Pandora*.
- Wilson, J. Q. 1971 Violence, pornography, and social science. *The Public Interest*, 22, 45-61.
- Zillmann, D., & Bryant, J. 1982 Pornography, sexual callousness, and the trivialization of rape. *Journal of Communication*, 32 (4), 10-21.
- Zillmann, D., & Bryant, J. 1986 Sexual callousness re-examined. A response. *Journal of Communication*, 36 (1), 184-188.
- Zillmann, D., & Bryant, J. 1987 Effects of pornography: The debate continues. A response. *Journal of Communication*, 37 (1), 187-188.
- Zillmann, D., & Bryant, J. 1988 The methods and merits of pornography research. A response. *Journal of Communication*, 38 (2), 185-192.